

個人情報保護法改正で市条例を国基準に統一

— 利便性優先で懸念される保護機能の低下 —

平塚市は12月議会で 条例提案の予定

昨年成立したデジタル社会形成基本法に基づき個人情報保護法が改正され自治体ごとに条例で定めていた個人情報保護のルールが、国の個人情報保護法に一元化されることになりました。

個人情報保護法は、デジタル社会の進展により個人情報を活用した便利なサービスが提供される一方で、不必要に個人情報を提供すること、利用されることへの不安が広がっていたことから制定され、2005年に施行されました。しかし今回の改正法は保護よりも活用を優先したもので、これまで自治体が条例で担保してきた保護機能が低下することが懸念されています。

例えば、これまで自治体では、税や住民基本台帳などそれぞれ目的を限定して目的外に転用させないよう分散管理していますが、一元管理により個人のようなデータを容易に寄せることが可能になります。監視社会につながる不安が増し、個人を記号で処理することにより人権を損なう恐れもあります。

法改正に伴い、地方公共団体における個人情報の取扱いは国のルールに沿うことになり、本人同意に基づいて直接

集めるといふ自治体のルールも、本人からの直接収集を原則としないものになります。また、自治体では思想信条や犯罪被害・病歴・犯歴・社会的身分などの情報収集を原則禁止していますが、国ルールではこの原則がなくなります。

平塚市では12月市議会で新たな条例

「平塚市個人情報保護法施行条例」が提案される予定です。審議会の機能が維持できるか、開示請求の有料化等についても注視していく必要があります。

こどもホスピス“うみとそらのおうち”を 訪問しました

「横浜こどもホスピスうみとそらのおうち」は、病院と併設していない日本で2番目の子どもホスピスとして2021年11月に開所されました。命に関わる病気で療養・治療中心の生活を送る子どもと家族を支える地域コミュニティ型の通所施設です。脳腫瘍のため6歳でお嬢さんを亡くされ、ホスピス設立の中心となった田川尚登さんから6月28日神奈川ネットメンバーで話を伺いました。



代表理事の田川尚登さん

「横浜こどもホスピス～うみとそらのおうち」がめざすのは、病気とともにある子どもと家族と一緒に安心して過ごせる場所。限られた時間であっても、それが永遠に輝く思い出になるような、そんな場所になりたいと田川さんはおっしゃっていました。

建設費用等約3億円は趣旨に賛同した市民からの寄付や寄贈で賄い、土地は横浜市から30年間無償貸与、看護師の人件費の一部も5年間市が補助します。

当事者の強い思いが、制度にはない施設の創出を実現させました。医療・福祉・教育関係・地域等々との連携を深めていきたいとのことでした。



神奈川ネットワーク運動とは

1. 議員は2期8年で交代します。
2. 議員報酬は市民の活動資金として活用します。
3. 選挙はすべて市民のカンパとボランティアで。

